

令和7年度(2025年度)版 授業料免除等申請のしおり

【日本人用 - A大学院生・C被災学部生】

I 概要

埼玉大学では、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者に対して、選考のうえ免除又は徴収猶予を行っています。希望者は、本しおりを熟読のうえ以下のとおり申請してください。

1. 申請資格

(1) 授業料免除又は徴収猶予の申請資格は、本学の学生(研究生・科目等履修生を除く)で、申請する期の前までの授業料が未納^{※1}でない者です。学部生は日本国内で火災や自然災害等により被災している(罹災証明書が取得できる)場合に限りです。

なお、2025年4月時点で標準修業年限を超えている者は申請資格がありません。ただし、下記の①～③で示す期間内は、指導教員等の「推薦書」(様式10)がある場合に限り、申請を行うことができます。

- ① 大学院生(博士前期課程) - 標準修業年限(2年)を超えた、最初の1年間までの者
- ② 大学院生(博士後期課程) - 標準修業年限(3年)を超えた、最初の2年間までの者
- ③ 学部生(被災) - 病気、留学等の特別な理由により標準修業年限(4年)を超えているが、「別記」の「学業の基準」を満たしている者。ただし、標準修業年限を超えた、最初の1年間までの者。

※1 申請する期の前までの授業料が未納でないこと。未納の授業料がある場合、審査対象外とします。
・2025年度前期授業料の申請を希望する場合・・・2024年度後期分までの授業料の支払期限は2025年3月31日です(授業料全額免除を受けた場合等を除く)。
・2025年度後期授業料の申請を希望する場合(前期・後期一括申請の場合も含む)・・・2025年度前期分までの授業料の支払期限は2025年9月30日です(授業料全額免除を受けた場合等を除く)。

(2) 申請できる授業料免除等期間は、入学時期により異なります。

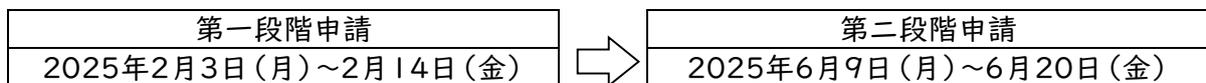
2026年3月時点で標準修業年限内の学生は、前期・後期の一括申請として授業料免除申請を受け付けます。

2025年4月時点で留年している学生、及び2025年10月時点で標準修業年限を超える学生(秋入学や休学で卒業期が延びる者)は前期のみの申請しかできません。標準修業年限を超える学生が後期の授業料免除を希望する場合は、推薦書を添え、後期出願期間内に改めて申請してください。

(3) 「学業及び経済の基準」は「別記」のとおりです。

2. 申請手順

免除申請は以下の第一段階申請と第二段階申請を適切に行うことで手続き完了となります。
第二段階申請を怠ると、審査の際に必要な書類が揃わず、書類不備者として免除不許可になります。
受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けませんので必ず期間中に申請してください。



3. 申請方法

第一段階申請

「授業料免除願 A・C」に必要な添付書類等(「必要書類一覧 日本人学生用」を確認のこと)を添え、以下の受付期間内に提出してください。

受付期間: 2025年2月3日(月)～2月14日(金) ※

受付場所: 学生支援課 奨学支援担当係窓口

※郵送で第一段階申請書類を提出する場合、提出期限は受付期間最終日の消印有効とします。しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。レターパックライトの品名欄に“2025年度授業料免除申請”と記入してください。

第二段階申請

第一段階申請を受け付けた方が対象になります。「第二段階申請書」「令和7年度所得・課税証明書（全部事項証明）」及び第一段階の不備書類（該当者のみ）を以下の受付期間に提出してください。この期間中は電話での問い合わせには対応できないこともありますので、質問等は受付期間前に行ってください。

受付期間：2025年6月9日（月）～6月20日（金）※

受付場所：学生支援課 奨学支援担当係窓口

※郵送で第二段階申請書類を提出する場合、提出期限は受付期間最終日の消印有効とします。しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。受理証明は同封せず、レターパックライトの品名欄に“第二段階申請”と第一段階申請の受理番号を記入してください。

※書類全部が2025年6月9日（月）より前に揃う場合は、その時点で提出しても構いません。

重要 市区町村の令和7年度所得・課税証明書（全部事項証明）の発行開始日の都合で、第二段階申請の受付期間内に証明書が間に合わない場合は、第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類（対象者のみ）、及びいつ所得・課税証明書を提出できるか記載したメモ（自由様式）を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請を行わなかったみなし、書類不備者として審査対象外とします。

○令和7年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）

令和7年度所得・課税証明書（収入の内容が2024年1月～12月分）の発行は2025年1月1日に居住していた市区町村の役所にて6月頃から発行されます（具体的な発行開始日は市区町村によって異なります）。収入・所得金額、住民税の課税額等すべてが記載されている証明書（**全部事項証明…「*」などで内容が隠れていないもの**）をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。

- 住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください
- 所得・課税証明書が発行されない、もしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税の申告が必要な可能性があります。市区町村の役所にて確認のうえ、申告を行い証明書の発行を受けてください。
- 所得・課税証明書等の発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。
- 一人暮らし等でさいたま市に居住しているが住民票を移していない方で、住民票のある市区町村では証明書が発行できなかった場合、さいたま市の方で発行できることがあります。

4. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性及び審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出及び第二段階申請の期限を超過した場合の申請者への措置については次のとおりとします。

- 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- 指定された期限までに第二段階申請、及び不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

※ ただし、上記の場合でも指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に学生支援課奨学支援担当係に相談し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

5. 注意事項

- 授業料免除関連の通知は、CAMPUSSQUAREで告知します。
- 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。免除結果の告知は、前期分は8月、後期分は12月に行う予定です。結果が告知されるまでは、授業料は納付しないでください。
- 審査の結果、支払い義務が生じた場合は、結果発表時に納付方法をご案内します。指定された期日までに当該納付金を納付しないと「授業料未納者」となり、次期申請資格を失います（前後期一括申請をしている者であっても、前期分が2025年9月30日までに支払われていない場合、後期は審査されず「不許可」となります）。
- 第二段階申請を行わなかった場合、提出を求められた書類が提出期限までに未提出だった場合、申請内容に虚偽があった場合等は不許可になります。
- 申請書類が事実と異なることが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。

★ CAMPUSSQUAREを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認をいただくか、メール配信

設定を適切なアドレスに変更しておいてください。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておいてください(TEL:048-858-3033)。

Ⅱ 授業料免除願の記入要領

「授業料免除願 A・C(表面・裏面)」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入してください。

1. 共通事項

- (1) ボールペン等を用いて(消えるペンは不可)楷書ではっきり記入してください。間違った箇所は二重線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入してください。修正液等は使用しないでください。
- (2) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。
- (3) ※印は該当する事項を○で囲んでください(該当がない場合は無を○で囲んでください)。

2. 授業料免除願

- (1) 日付は、授業料免除願を大学に提出する日付を記入してください。
- (2) 申請事由欄は、授業料免除等を必要とする事由を具体的かつ詳細に記入してください。
[記入する事由等]
ア. 家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、経済的な収入が皆無もしくは僅少な場合は、その理由及び生活費の出所等。
イ. 家計支持者が現在病気療養中等の場合、現在の健康状態並びに今後の就業見通し等。
ウ. 同一世帯に就業できる年齢であるが、無職又は無収入の者がいる場合、その理由。
- (3) 授業料免除願(表面)下にある辞退欄は、出願時記入不要です。

3. 家計調書

- (1) 「本人」欄について
課程欄と入学年月欄は、該当するものを○で囲んでください。
※ 入学年月に応じて申請できる期間(前期・後期一括申請、又は前期のみ申請)が決まります。
- (2) 同居・別居を問わず、申請者と生計を一にする家族全員(同一生計者)について、2025年4月1日現在(現状からの予測)の状況を記入してください。2025年4月1日現在において申請時の状況と異なることが明らかで(進学・就職予定等)未確定な箇所の記入は鉛筆を使用してください。
- (3) 「就学者を除く家族」について
 - ① 職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。
 - ② 「給与収入等、年金、及びその他の所得欄については、2024年1月から12月分の収入・所得を下記に従い区分し、区分ごとの合計額(千円未満を切り捨て)を記入してください。**課税収入(所得)・非課税収入(所得)の区別はありません。**

| 区 分 | 所得の種類 |
|--------|--|
| 給与収入等 | 俸給、給料、賃金、役員報酬、賞与及び専従者給与、児童扶養手当、特別児童扶養手当、傷病手当、生活保護法による扶助費、失業給付金、高年齢雇用継続給付金等 |
| 年 金 | 老齢年金、企業年金、遺族年金、障害年金、農業者年金、恩給等 |
| その他の所得 | 農業、商業、工業、林業、水産業所得、開業医、弁護士、外交員、公認会計士、大工等、雑所得(利子・配当、家賃・地代、内職収入、個人年金等) |

(注) 給与収入・年金は源泉徴収票等の支払金額を用いること。

その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額を用いること。

- (4) 「就学者」について
 - ① 本人を除き同一生計の家族の中に就学者(進学予定を含む)がいる場合に記入してください。ただし、未就学児及び自宅浪人生は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
 - ② 在学学校名・学年欄は、国・公・私立別を明記し、2025年4月時点の学校名、学年を記入してください。
 - ③ 2025年4月より新たに就学する者で進学する学校が確定していない者については、在学学校名欄に鉛筆で進学を希望する課程(高校や大学等)を記入し、「進学予定」と記入してください。

(5) 「本人の収入」について

- ① アルバイトを含む収入欄は、**2024年1月から12月分**について記入してください。**長期・短期・在職中・退職済等を問わずアルバイトをした場合は「有」を○で囲み、収入額（源泉徴収票の支払金額（複数枚ある場合はその合計））を記入してください。**なお本学でのTAやRA、ワークスタディ等もアルバイトに含まれます。
- ② 給付奨学金欄には、**2024年4月から2025年3月**までに受給（予定を含む）した奨学金をもなく記入してください。

(6) 特殊事情について

- ① 臨時所得欄は、2024年1月から2025年3月の間に該当する所得があった場合必ず記入してください。申請後、2025年3月までに臨時所得が発生した場合は、第二段階申請時に証明書類を提出してください。
- ② ひとり親世帯に該当する世帯は願書該当部分の「有」に○を付し、申立書（様式6）及び申立書に指定されている添付書類を提出してください。
- ③ 障害者に該当する者は、次のとおりです。
 - (ア) 身体障害者福祉法第15条4項の規程により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある者と記載されている者又はこれに準じる者
 - (イ) 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上に障害のある者
 - (ウ) 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者
 - (エ) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者、もしくは知的障害のある者と判定される者
 - (オ) 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- ④ 災害関係欄は、申請時までに、日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があり、**「罹災証明書」を取得できる場合が該当となります。日本国内の災害等のみが対象です。**
- ⑤ 長期療養者に該当する者は、申請時現在で6カ月以上にわたる期間療養中の者、又は療養を必要と認められる者です。
- ⑥ 家計支持者別居欄は、主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合で、別居のために特別な支出を要する場合が該当となります。
- ⑦ 独立世帯に該当する者は、以下の(A)又は(B)の基準を満たした方です。
 - (A) 父母と死別しており祖父母等と同一生計ではない方、18歳の時点で児童養護施設・里親等に養育されていた社会的養護の方、父母が生死不明（行方不明）な方等。
※必要な添付書類が事情ごとに異なりますので、該当する場合は事前にご相談ください。
 - (B) 以下の全ての条件を満たす場合に限りです。ただし日本学術振興会特別研究員DC、及び理化学研究所JRAの採用者（採用予定者含む）は、以下の全ての条件を満たしていない場合でも、独立世帯として認めることがあります。
 - 父母等と別居し、住民票に学生本人しか記載されていないこと
 - 父母等に扶養されていない、かつ、自身の被保険者としての健康保険証を有していること
 - 給与収入が103万円以上であること（昨年勤めていた職場を退職した学生は除く）
 - 昨年独立生計を営んだ実績があること

別記 授業料免除又は徴収猶予に関する学業及び経済の基準

1. 学業の基準(学部生)

申請学期の前学期までの修得単位数が標準修得単位数以上であり(以下『学年・学期別標準修得単位数』参照)、かつ、「B」以上の評価(単位数)^{※1}が70%以上あること。

ただし、標準修得単位数以上を修得し、かつ、「B」以上の評価(単位数)^{※1}が60%以上ある場合で、特別な事情^{※2}がある者のみ、指導教員等の推薦により基準内として扱います。

※1 認定単位は、『「B」以上の評価』の計算に含まれない。

※2 特別な事情:ひとり親世帯の者、多子世帯(就学者3人以上の世帯)の者、学資負担者の市区町村民税所得割が非課税又は学生本人が社会的養護を必要とする者等

『学年・学期別標準修得単位数』

| 免除申請の対象 学年・学期 | 2年 | | 3年 | | 4年 | |
|-------------------|----|----|----|----|----|-----|
| | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 前学期までの 標準修得単位数 | 31 | 47 | 62 | 78 | 93 | 109 |

例)3年次の授業料免除を前期・後期の一括で申請する場合:

前期の審査では、2年次までに62単位を修得している必要があります。後期の審査では、3年次前期までに78単位を修得している必要があります。

2. 経済の基準(免除基準)

申請者と同一生計の家族の昨年の総収入金額(臨時所得及び本人の奨学金等を含む)から判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として[4人世帯で家族構成が、父(所得者)・母(無職)・本人(自宅通学・奨学金なし)・弟(公立高校生・自宅通学)とした場合]の例を示します。

| | 学部生 | 大学院(修士・博士前期) | 大学院(博士後期) |
|---------|---------|--------------|-----------|
| 父が給与所得者 | 659万円以下 | 689万円以下 | 832万円以下 |
| 父が事業所得者 | 401万円以下 | 431万円以下 | 574万円以下 |

なお、独立生計者については、本人(配偶者を含む)の総収入金額により判定します。

3. 注意事項

- ・前後期一括申請であっても、審査は前期、後期と分けて行われます。そのため、前期と後期の結果は同じになるとは限りません。
- ・免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を満たしていても必ずしも毎回許可が得られるとは限りません。

《問い合わせ・提出先》

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係

住 所:〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255

電話番号:048-858-3033

平 日:8:45~12:15、13:15~16:45

令和7年度(2025年度)
授業料免除願

年 月 日

埼玉大学長殿

研究科 _____ 課程 _____
学部 _____ 学科 _____ 学籍番号 _____

出願者氏名(自署) _____

電 話 [自宅電話] _____ () _____ [携帯電話] _____ () _____

〒 _____

出願者住所 _____

保証人氏名(自署) _____

私は授業料免除等申請のしおりを熟読のうえ、下記の理由により授業料免除を申請します。本申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。なお、大学が定めた期限を超過した場合や申請書類等の記載事項に事実と相違があった場合は、審査対象から除外されても異議ありません。

記

申請事由

以下出願時記入不要

- 令和7年度(2025年度)前期分授業料申請を辞退します。辞退日(月 日)署名()
- 令和7年度(2025年度)後期分授業料申請を辞退します。辞退日(月 日)署名()

家計調書

注意：記入要領に従い正確に記入してください。※印はいずれかを○で囲んでください。

2025年4月1日現在

| | | | | | |
|--------------|---|------------------------------|--------------|--------------|----------|
| 本人 | 学籍番号 | 71カナ | | 通学別 | ※ 自宅・自宅外 |
| | | 氏名 | | | |
| | 課程 | 入学年月(該当を○で囲んでください) | | 申請期間 | |
| | ※博士前期課程(2年間) | ※2022年10月 ※2023年4月 ※2023年10月 | | 前期のみ申請で受付 | |
| | | ※2024年4月 ※2024年10月 | | 前期・後期一括申請で受付 | |
| ※博士後期課程(3年間) | ※2020年10月 ※2021年4月 ※2021年10月 ※2022年4月 ※2022年10月 | | 前期のみ申請で受付 | | |
| | ※2023年4月 ※2023年10月 ※2024年4月 ※2024年10月 | | 前期・後期一括申請で受付 | | |
| ※学部 被災(4年間) | ※2021年4月 | | 前期のみ申請で受付 | | |
| | ※2022年4月 ※2023年4月 ※2024年4月 | | 前期・後期一括申請で受付 | | |

| 就学者を除く家族 | 続柄 | 氏名 | 年齢 | 職業 | 在職年数 | 給与収入等 | 年金 (障害・遺族含む) | その他の所得 |
|----------|----|----|----|----|------|-------|-----------------|--------|
| | 父 | | 歳 | | 年月 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 母 | | 歳 | | 年月 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | | 歳 | | 年月 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | | 歳 | | 年月 | 千円 | 千円 | 千円 |

| 就学者 | 続柄 | 氏名 | 年齢 | 在学学校名 | 学年 | 通学区分 |
|-----|----|----|----|-------|----|---------|
| | | | 歳 | 立 | | ※自宅・自宅外 |
| | | | 歳 | 立 | | ※自宅・自宅外 |
| | | | 歳 | 立 | | ※自宅・自宅外 |
| | | | 歳 | 立 | | ※自宅・自宅外 |

(本人を含む)世帯人数: 人 (申請者本人が実家を離れ一人暮らしをしている場合も、生計を同一にする家族全員の人数を記入)

| | | | | | |
|-------|---|------|-------------------------------------|----------------------------------|---------|
| 本人の収入 | アルバイトを含む収入 | 有・無※ | 有の場合 令和6年1月～12月(2024/1～2024/12)の収入額 | | 円 |
| | 令和6年度(2024/4/1～2025/3/31)に受給した 給付奨学金 | 有・無※ | 日本学生支援機構 給付奨学金 | 支援区分：令和6(2024)年度 前期()区分/後期()区分 | 給付年額 千円 |
| | | 有・無※ | その他の 給付奨学金 | 名称() | 給付年額 千円 |
| | | | 名称() | 給付年額 千円 | |

| | | |
|-------------|------|---|
| 臨時所得 | 有・無※ | 有の場合 所得の種類(※退職金・※保険金・※資産譲渡等) 所得の種類や金額の分かる証明書(写)を添付してください。 続柄() 受領年月日(年 月 日) 金額 円 |
| ひとり親世帯 | 有・無※ | 有の場合 ひとり親世帯申立書(様式6)を添付してください。 |
| 障害者 | 有・無※ | 有の場合 続柄() 障害者手帳(写)及び障害者年金通知書(写)を添付してください。 |
| 災害関係 | 有・無※ | 有の場合 罹災証明書を添付してください。 |
| 長期療養者 | 有・無※ | 有の場合 続柄() 長期療養者に係る医療費支出調書(様式7)を添付してください。 |
| 家計支持者単身赴任別居 | 有・無※ | 有の場合 単身赴任別居に伴う支出調書(様式8)を添付してください。 |

※有無が問われている項目について、該当がない場合は必ず無に○をするようお願いします。

必要書類一覧兼チェック用紙 日本人学生用

同一生計の家族に関して、[1]に指定する書類を第一段階申請時に提出してください。[2]に指定する書類は、第二段階申請時に提出してください。各種書類に「マイナンバー」の記載は不要です。記載がある場合は消去してから提出してください。

この他にも特別な事情により別途提出していただく書類が発生する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

[1] 第一段階申請に提出する書類

必ず提出する書類

| 該当者 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
|-------------------------------|-------------------------------------|---|--------|
| 申請者：大学院生（A） 及び 被災学部生（C） | <input type="checkbox"/> | 「授業料免除願 A・C」 ※授業料免除願（表面）・家計調書（裏面）を両面印刷（長辺とじ）、又は <u>2枚を糊付けしたもの</u> 。 | 奨学支援HP |
| | <input type="checkbox"/> | 郵送で申請書類を送付する場合は、返信先住所と学生氏名を記入した返信用封筒（定型郵便で送付できる長3サイズ、切手は不要） | |
| 同一生計の家族全員 | <input type="checkbox"/> | 『世帯全員』という表記がある「住民票」 ※発行から3カ月以内のもの。 | 市区町村役場 |

申請者にかかる書類

| 該当者 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
|--|-------------------------------------|---|------------------------|
| 独立生計者 | <input type="checkbox"/> | 「収入・支出状況等報告書（様式1）」 | 奨学支援HP |
| | <input type="checkbox"/> | 「本人の収入状況報告書（様式2）」 | |
| | <input type="checkbox"/> | 収入ありの場合「2024年分源泉徴収票」（写） ※2024年に収入があった場合は、該当する <u>全ての「源泉徴収票」（写）</u> を添付してください。 <u>短期間のも、既に辞めたアルバイト分も必要です。</u> | 勤務先 |
| | <input type="checkbox"/> | 「健康保険被保険者証本人（被保険者）」（写） ※マイナ保険証を使用している場合、マイナポータルから「健康保険証」情報を印刷したものを提出してください。 | 本人所有 |
| 2025年4月時点で標準修業年限を超える者 | <input type="checkbox"/> | 「推薦書（様式10）」 ※左記の者が申請する場合は一定の条件を満たすことが必要です。詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。 | 奨学支援HP 及び 指導教員等 |
| 2024年4月～2025年3月に日本学生支援機構以外の給付奨学金を受給した者 | <input type="checkbox"/> | 奨学生証、又は採用決定通知等で奨学金の団体名、給付金額と受給期間が分かる書類（写） 上記の証明書類が提出できない場合は、「奨学金受給状況報告書（様式3-2）」 ※埼玉大学基金と埼玉大学推薦で採用された民間の奨学金の場合は提出不要です。 | 奨学金団体等 又は 奨学支援HP |

申請者を除く世帯員のうち、就学している者にかかる書類

※2025年4月に新生入生の場合は、4月1日以降発行の証明を第二段階申請時に提出してください。

| 該当者 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
|------------------------------------|-------------------------------------|---|------|
| 高校生、高等専門学校生、 各種学校・専修学校生、 大学生 | <input type="checkbox"/> | 「在学証明書」 ※2025年9月以降の有効期限の記載があれば「学生証」（写）でも可。 | 在学学校 |
| 自宅浪人・予備校生 | <input type="checkbox"/> | 第二段階申請時に、「令和7年度所得・課税証明書」が必要 | |
| 中学生以下 | <input type="checkbox"/> | 証明書提出不要 | |

以下に該当する場合は必ず書類を提出すること。(申請者および同一生計の家族にかかる書類)

| 該当者 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
|---|-------------------------------------|--|--------------------------|
| 2024/1/1 ~ 2025/3/31 に、 正社員を退職した者 | <input type="checkbox"/> | 「退職に関する証明書(様式5)」又は「退職所得の源泉徴収票」(写) ※退職予定の場合は、第二段階申請時に提出してください。 ※退職金の支給が無い場合は、様式5を提出してください。 ※前年度の免除申請で提出済みの場合は、ご相談ください。 | 退職した勤務先、 又は 奨学支援HP |
| 2024/1/1 ~ 2025/3/31 に、 臨時所得があった者 | <input type="checkbox"/> | 臨時所得(保険金・資産譲渡等)の支払日と支払額が分かる書類(写) ※前年度の免除申請で提出済みの場合は、ご相談ください。 | 書類により異なる |
| 2024年中に受給があった者 (出願時点で受給が終了しているものも含む) | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
| 雇用保険(失業手当)受給者 | <input type="checkbox"/> | 「雇用保険受給証明書」(写)、又は受給総額のわかる「雇用保険受給資格者証」(両面の写) | ハローワーク |
| 高年齢雇用継続給付金受給者 | <input type="checkbox"/> | 2024年分全ての「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」(写) | ハローワーク |
| 傷病手当受給者 | <input type="checkbox"/> | 2024年分全ての「傷病手当金受給証明書」(写) | 健康保険組合 |
| 生活保護受給者 | <input type="checkbox"/> | 2024年分全ての「生活保護決定(変更)通知書」(写) ※扶助金額が記載されているもの。 | 社会福祉事務所 |
| 児童扶養手当受給者 | <input type="checkbox"/> | 「児童扶養手当証書」(写) | 市区町村役場 |
| 遺族年金受給者(父・母・祖父・祖母等。配偶者と死別している者) | <input type="checkbox"/> | 最新の「遺族年金改訂通知書」(写)又は「遺族年金振込通知書」(写) | 年金支払者 |

その他の書類

| 該当者 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
|---|-------------------------------------|---|----------|
| ひとり親世帯の場合 | <input type="checkbox"/> | 「ひとり親世帯申立書(様式6)」 | 奨学支援HP |
| | <input type="checkbox"/> | ひとり親世帯であることを確認できる書類 | 書類により異なる |
| 障害者がいる場合 | <input type="checkbox"/> | 都道府県等が発行した「障害者手帳」(写)もしくは「療育手帳」(写)、及び最新の「障害年金支払通知書」(写)もしくは「特別児童扶養手当証書」(写) ※障害年金、又は特別児童扶養手当を受給していない場合は、未受給の申立書(任意様式)を添付してください。 | 市区町村役場 |
| 長期療養者がいる場合 ※申請時現在で6カ月以上療養中、あるいは療養が必要な者 | <input type="checkbox"/> | 「長期療養者に係る医療費支出調書(様式7)」 | 奨学支援HP |
| | <input type="checkbox"/> | 「医師の診断書」 ※様式7の裏面に医師の証明があれば不要。 | 医療機関 |
| | <input type="checkbox"/> | 「医療費の領収書」(写) ※様式7の裏面で金額が証明されていない場合、又はその他院外処方等の負担がある場合、もしくはその両方の場合は必要。 | 医療機関 |
| 家計支持者が単身赴任中の場合 | <input type="checkbox"/> | 「家計支持者単身赴任に伴う支出調書(様式8)」 | 奨学支援HP |
| | <input type="checkbox"/> | 単身赴任に係る家賃・光熱水料の領収書(写) | 単身赴任者 |
| 被災者の場合 | <input type="checkbox"/> | 「罹災証明書」 | 市区町村役場 |

※なお、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

【2】第二段階申請時に提出する書類（第一段階申請をした学生のみ対象）

第二段階申請をしないと書類不備者として審査されず、免除不許可となりますので、ご注意ください。
提出期間は 2025 年 6 月 9 日から 2025 年 6 月 20 日です。期限超過後はいかなる理由があっても受理しません。

| 該当者 | <input checked="" type="checkbox"/> | 提出書類 | 入手先 |
|---|-------------------------------------|--|---------|
| 申請者 | <input type="checkbox"/> | 「第二段階申請書」（様式 9） | 奨学支援 HP |
| 申請者 及び 同一生計の家族全員 ※無収入の方も提出が必要 ※2025 年 4 月時点で、以下の者は提出が不要 ・未就学児 ・就学者の兄弟姉妹 (申請者の父母、又は配偶者は就学者であっても提出が必要。自宅浪人・予備校生についても提出が必要。) | <input type="checkbox"/> | 「令和 7 年度所得・課税証明書」（収入の内容は 2024 年分のもの） ※所得・課税証明書は全部事項証明（「*」などで内容が隠れていないもの）もしくは収入・所得・課税額が記載されているもの。万が一、課税額しか証明されない場合は、「令和 7 年度所得証明書」（収入の内容は 2024 年分のもの）と併せてご提出ください。 ※令和 6 年度課税証明書を誤って提出しないようくれぐれも発行時期等にご注意願います。 | 市区町村役場 |
| | <input type="checkbox"/> | 海外勤務者の場合、所属の会社に 1 年間（収入の内容は 2024 年分のもの）の収入証明を円表記で作成してもらいご提出ください。 | 所属の会社 |
| 第一段階申請で不備・不足書類を指摘された方 | <input type="checkbox"/> | 第一段階申請で不備とされた書類 ※申請時にお渡しした受理証明を確認してください。 | |

【3】提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、期間の指定があるもの以外は最新のものをご提出してください。
- **令和 7 年度所得・課税証明書（全部事項証明）の取得について（重要）**
令和 7 年度所得・課税証明書（収入の内容は 2024 年分のもの）の発行は原則 2025 年 1 月 1 日に居住していた市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直接役所にお問い合わせください。
市区町村の令和 7 年度所得・課税証明書（全部事項証明）の発行開始日の都合で、第二段階申請の受付期間内に証明書の提出が間に合わない場合は、第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類（対象者のみ）、及びいつ課税証明書を提出できるか記載したメモ（自由様式）を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請を行わなかったとみなし、不備書類として選考から除外します。
- 不明な点は、事前に学生支援課奨学支援担当係に確認してください。